

**官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件の
概要および再発防止策**

令和3年5月

竜王町

目 次

1	はじめに	1
2	事件の概要	2
3	事件の経過等	2
	(1) 事件の経過および対応	2
	(2) 公判および判決	4
	(3) 職員処分	4
4	竜王町官製談合事件検証会議	4
	(1) 目的	4
	(2) 委員および任期	5
	(3) 開催状況	5
	(4) 事件検証に係る報告	6
	(5) 再発防止策に係る意見	6
5	再発防止策	7

1 はじめに

昨年 11 月に元本町総務課職員が入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反および公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕されました。

昨今、公務員倫理の確立が強く求められている中、本町においても綱紀粛正の徹底を図ってまいりましたが、このような事件が発生したということは痛恨の極みであります。

公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないにも関わらず、公務員としての自覚を欠く行為により、町民の皆様の町政に対する信頼を著しく失墜させる事態となりましたことに、深くお詫び申し上げます。

このような事件が二度と起こらないよう、有識者等で構成する竜王町官製談合事件検証会議（第三者委員会）を設置し、「官製談合防止法等違反容疑による職員逮捕事件の検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書」を頂戴し、本検証会議の意見を最大限尊重した再発防止策を策定いたしました。

今後は、私をはじめ、全ての職員が策定した再発防止策に掲げる内容に継続的に取り組み、町民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

令和 3 年 5 月 31 日

竜王町長 西田 秀治

2 事件の概要

平成31年2月15日に執行された竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理および清掃業務の指名競争入札において、元本町総務課職員（以下「元職員」という。）が本件入札の3日前に個人所有の携帯電話のメール機能を用いて、受託業者の業務部長に、予定価格（非公開情報）が4,693万3,344円（税込）である旨を教示し、竜王町総合庁舎3階大会議室において執行された前記入札において、予定価格（4,345万6,800円（税抜））に近接した金額（4,275万6,000円（税抜））で入札させて、本業務を落札させた。

その後、元職員は、入札等に関する秘密を教示することにより、入札等の公正を害すべき行為を行ったとして、令和2年11月25日、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反」および「公契約関係競売入札妨害容疑」で逮捕され、12月16日に起訴された（以下「本事件」という。）。

なお、漏洩先である受託業者の元代表取締役および業務部長についても、公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕、起訴された。

3 事件の経過等

(1) 事件の経過および対応

年 月 日	事 項
平成31年 2月 1日 (金)	入札会開催通知
12日 (火)	元職員による予定価格の教示
15日 (金)	入札会
令和2年 11月 25日 (水)	元職員逮捕
	18:00 緊急主監課長会議
	19:00 記者会見 (町長、副町長、総務主監、総務課長)
26日 (木)	町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
	10:00 警察による搜索
	17:45 緊急職員集会

年 月 日	事 項
令和2年 11月 27日 (金)	町議会へ報告
28日 (土)	警察による関係職員への聞き取り (12月15日(火)まで)
12月 3日 (木)	本事件に係る職員処分、受託業者の指名停止および 業務委託契約解除等に関する町対応のための弁護士 委任
8日 (火)	受託業者指名停止
16日 (水)	元職員起訴 町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
21日 (月)	元職員休職処分
25日 (金)	職員コンプライアンス研修の実施
28日 (月)	町長より職員宛てに綱紀の厳正な保持について通知
令和3年 1月 6日 (水)	竜王町官製談合事件検証会議の設置 (委員委嘱日)
21日 (木)	第1回竜王町官製談合事件検証会議の開催
2月 18日 (木)	第2回竜王町官製談合事件検証会議の開催
3月 4日 (木)	元職員公判
8日 (月)	第3回竜王町官製談合事件検証会議の開催
22日 (月)	元職員懲戒免職処分
24日 (水)	第4回竜王町官製談合事件検証会議の開催 (事件の検証に係る報告書および再発防止策に係る 意見書の提出)
	竜王町官製談合事件検証会議記者会見
25日 (木)	特別職 (町長、副町長) 自戒措置、関係職員の処分 町長コメント発表 (町ホームページに掲載)
	元職員判決

(2) 公判および判決

ア 公判

令和3年3月4日の公判における元職員の認否として、本事件に係る入札に関し、受託業者に教示したのは予定価格ではなく、設計金額であることについては争い、その他公訴事実、起訴状記載の犯罪が成立することについては争わないとした。

また、本件期日において、検察官による論告、求刑（懲役1年6箇月）が行われ、結審となった。

イ 判決

令和3年3月25日の判決では、元職員に対して、懲役1年6箇月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡された。

(3) 職員処分

ア 元職員

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号および第3号に該当するため、令和3年3月22日付けで懲戒免職処分とした。

イ 特別職（町長、副町長）

自戒措置として、令和3年第1回竜王町議会定例会最終日に「竜王町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例」を追加提案し、町長については、令和3年4月分給料の100分の50を減額、副町長については、令和3年4月分給料の100分の30を減額することが可決された。

ウ 関係職員

管理監督および指導責任が不十分であったとし、令和3年3月25日付で本事件発生当時の総務課長および総務課総務係長を文書訓告、総務課課長補佐を口頭訓告処分とした。

4 竜王町官製談合事件検証会議

(1) 目的

官製談合防止法違反等の容疑で元職員が逮捕された状況に鑑み、今後、同様の事件を発生させることがないよう、本事件に係る原因の検証と、再発防止に係る具体策の

策定に関する意見を、有識者、関係者等から幅広く聴取することを目的として、竜王町官製談合事件検証会議を設置した。

(2) 委員および任期

ア 委員

	氏名	所属	役職
弁護士	今枝 史絵	弁護士法人 御堂筋法律事務所	会長
公認会計士	野口 真一	野口会計事務所 代表	
大学教授	高田 豊文	公立大学法人 滋賀県立大学 教授	職務代理者
行政事務に従事する公務員	平松 良哉	滋賀県東近江土木事務所 所長	
町長が適当と認める者	大野 稔	前竜王町公平委員会 委員長	

順不同

イ 任期

令和3年1月6日から3月24日まで

(3) 開催状況

回数	年月日	内容等
第1回	令和3年 1月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会長の互選、職務代理者の指名 ・竜王町官製談合事件検証会議について ・事件の概要および経過について ・今後の検証方法について
第2回	令和3年 2月18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・竜王町総合庁舎周辺公共施設保守管理および清掃業務について ・滋賀県および県内市町の入札執行方式、公表等の調査結果について ・本事件に係る課題の洗い出しについて

回数	年月日	内容等
第3回	令和3年 3月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・報告事項(事情聴取および公判)について ・事件検証のためのマトリクスについて ・事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書(案)について
第4回	令和3年 3月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・元職員の処分について ・事件検証に係る報告書および再発防止策に係る意見書について

(4) 事件検証に係る報告

竜王町官製談合事件検証会議における本事件発生の原因として、元職員の公務員としての倫理意識の欠如に加え、事件の発生を未然に防ぐことができなかった現行の入札制度、事務処理方法および組織体制での問題点があったことが指摘された。

入札制度における問題として、本事件の入札会執行に伴う契約審査会における指名業者の決定方法、入札会執行前における指名業者の公表、事務処理方法における問題点として、業務設計の方法、執行起案の回議方法等、組織体制における問題点として、契約審査会の役割が果たせていなかったこと、業者への折衝方法等について問題があったことが挙げられた。

(5) 再発防止策に係る意見

再発防止策については、事件検証と同様に入札制度、事務処理方法および組織体制の視点から策定を行い、従前の手法にとらわれることなく、具体的な実施内容を盛り込むこと、中長期的に取り組む事項については、実施計画を定めることの意味を聴取した。

5 再発防止策

竜王町官製談合事件検証会議における意見を最大限尊重し、次のとおり再発防止策を策定した。

なお、再発防止策のうち、従来から基準やルールを設けて運用してきた項目については改めて見直しを行い、再発防止がより一層徹底できるものとし、今後、新たに実施する項目については、可能な限り早期に実施できるよう進める。

また、改めて、全職員が、公務に携わるものとしての使命を深く認識し、公平・公正な立場で、適切に業務を執行しなければならないという責任感を強く持ち、本事件を風化させることなく、再発防止策に掲げる内容に継続的に取り組み、町民の皆様の信頼回復に全力で努める。

竜王町官製談合事件検証会議意見		再発防止策
(1)入札制度について		
ア 指名業者の決定について	指名競争入札執行に伴う、指名業者の選定および決定方法について改善を行われたい。また、指名業者選定数を減じる場合は、やむを得ない事由等の限定を付すことに加え、合理的、客観的および明確な基準を設けるべきである。	指名業者の選定にあたっては、客観的かつ合理的な選定基準を設けることにより、指名理由（選定理由）を明確にするとともに、審査の過程においては、特別な事情がない限り指名業者数は減じないものとする。 [主担当課 未来創造課（契約審査会）]
イ 指名業者の事前公表について	事前公表および事後公表の利点欠点について検討を行い、適切な公表方式の検討を行われたい。また、予定価格が2億円以上の建設工事の	指名業者の事前公表および事後公表については、利点と欠点について調査・研究し、適切な公表時期を検討する。また、一般競争入札につ

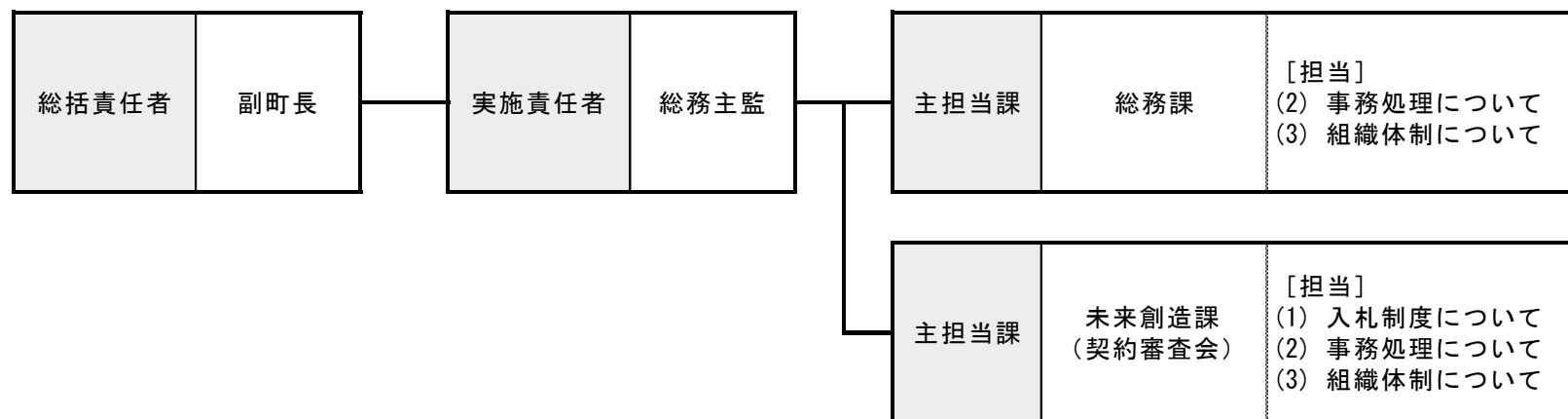
	<p>みに適用している一般競争入札について、役務提供等の業務においても導入の検討を行い、談合の抑制を図られたい。</p>	<p>いては、「建設工事」、「測量・設計等の委託業務」、「物品購入・役務提供」の発注区分に応じた導入基準・時期を検討し、段階的に実施する。なお、入札制度に関する手続きの見直しにあたっては、より効果的・効率的な契約事務を遂行できるよう電子入札システムの導入を検討する。建設工事における最低制限価格については、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルを基に基準を設け、公表する。</p> <p>[主担当課 未来創造課（契約審査会）]</p>
<p>竜王町官製談合事件検証会議意見</p>		<p>再発防止策</p>
<p>(2) 事務処理について</p>		
<p>ア 業務設計について</p>	<p>見積徴取により業務設計を行う場合は、多くの業者から徴取を行うなど、設計額が推測されないう改善を行われたい。また、コンサルティング業者を活用した業務設計についても検討されたい。</p>	<p>見積により設計額を積算する場合は、所属長の決裁後に、複数の業者（原則２者以上）から見積徴取することを徹底する。また、コンサルティング業者を活用した設計業務の委託範囲を拡大する。</p> <p>[主担当課 未来創造課（契約審査会）]</p>

イ 執行起案について	業務設計に係る執行起案の回議方法については、引き続き、現在のルールを厳守しながら、決裁を行う職員を最小限に制限するなど、随時見直しを実施されたい。	設計額を含む起案文書については、秘匿性の確保を図るため、専用ファイルにより回議を行うとともに、工事、業務等の発注に関する留意事項を徹底する。併せて、課内決裁（回議）は必要最小限の職員が行い、関係課の合議においては、該当の所属長のみの決裁とする。（契約担当課、財政担当課への合議を除く） [主担当課 未来創造課（契約審査会）]
ウ 包括発注について （本事件の業務）	各施設、各業務での発注を検討し、多くの業者の受注機会の確保に努められたい。また、資格が必要となる業務については、受託可能な業者が制限されることから、業者選定要件を考慮し、談合の抑制を図られたい。	包括的発注については、価格面や効率性から合理的な発注形態であることを考慮しつつも、特殊な資格の必要性等により、業者が限られる場合は、施設または業務毎での発注を検討し、適正かつ円滑な業務の履行に資するよう改善を図る。 [主担当課 総務課]
竜王町官製談合事件検証会議意見		再発防止策
(3) 組織体制について		
ア 契約審査会について	審査会の本来の役割を果たすべく、公正性を	契約方式や指名業者の決定にあたっては、客観

	<p>もった審査、点検が行われ、不正の抑止が期待できる組織となるよう改善をされたい。</p>	<p>的かつ合理的な基準を設けるとともに、委員の審査能力の向上を高め、公正性の確保と不正の抑止を図る。</p> <p>[主担当課 未来創造課（契約審査会）]</p>
<p>イ 職員の意識について</p>	<p>担当職務別に継続的な研修を実施しコンプライアンス意識の向上に努め、研修後は効果の確認も行われたい。また、コミュニケーションの活性化により不適切事案を発生させない職場作りに努め、周囲が不正行為等を発見した場合の内部通報制度を確立されたい。</p>	<p>全職員を対象としたコンプライアンス研修を定期的かつ継続的に実施するとともに、本事件を風化させることのないよう、元職員が逮捕された11月25日を「コンプライアンス確認の日」と位置付け、自己点検表を活用し研修効果の確認を行う。また、コミュニケーションの活性化を推進し、不正を未然に防ぐため、内部通報制度のしくみを構築する。</p> <p>[主担当課 総務課]</p>
<p>ウ 人事配置について</p>	<p>適正かつ定期的な人事異動を行い、不正が行われる環境について排除されるとともに、業務について業者任せとならないよう職員の専門的知識の向上、庁内外の専門的知識を有する者の配置の検討を行われたい。</p>	<p>不正が行われる環境を排除するため、3年周期を基本とした適切な人事異動を行うとともに、専門的知識の向上と並行して、専門的知識を有する職員の配置を行う。</p> <p>[主担当課 総務課]</p>

<p>エ 入札不落到に伴う重圧について</p>	<p>各業務に副担当を設けるなど、複数人体制を確立し、個人の重圧を分散できるような業務分担を行うとともに、所属長をはじめ、所属内で報告や相談ができる風土を構築されたい。また、専門的知識を有する業務について相談できる窓口の設置を検討されたい。</p>	<p>各業務に主担当および副担当を配置し、職場全体でスケジュールを作成、共有することにより、相談しやすい環境を構築し、担当者の重圧を軽減する。また、専門的知識を有する職員の配置を行う。</p> <p>[主担当課 総務課]</p>
<p>オ 業者への折衝方法について</p>	<p>緊急時以外に個人所有の携帯電話を使用した業者への連絡を禁止することや、業者との折衝の際には、複数人体制で対応することを徹底されたい。</p>	<p>緊急時以外は固定電話を使用することとし、また、業者折衝の際には、職員2名以上で対応することを徹底する。</p> <p>[主担当課 未来創造課（契約審査会）]</p>

実施体制



【問合せ先】

(全般および人事関係について)

竜王町総務課

TEL : 0748-58-3700

FAX : 0748-58-1388

E-mail : somu@town.ryuoh.shiga.jp

(契約および入札制度について)

竜王町未来創造課

TEL : 0748-58-3701

FAX : 0748-58-1388

E-mail : info@town.ryuoh.shiga.jp